承認第４号

専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき、南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和６年５月23日提出

南風原町長　赤　嶺　正　之

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定に基づき南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（別紙）を下記の理由により専決処分する。

令和６年４月19日

南風原町長　赤　嶺　正　之

（専決処分した理由）

地域再生法（平成17年法律第24号）が改正され、令和６年４月19日に公布された。同日施行のため、この法律改正に伴い南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例についても改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分する。

南風原町条例第 11 号

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和６年４月19日

南 風 原 町 長　赤嶺正之

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

以下、別紙のとおり

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成４年南風原町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第２条第７号中「特定業務施設の用に供する減価償却資産」を「特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例第２条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。